

近運自監公示第8号

近運自一公示第11号

近運技保公示第6号

平成28年11月28日

一部改正 平成29年3月21日

一部改正 平成30年4月26日

一部改正 令和2年11月27日

一部改正 令和3年5月31日

一部改正 令和5年10月10日

一部改正 令和6年3月29日

一部改正 令和6年9月30日

一部改正 令和7年3月14日

公 示

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

今般、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので公示する。

近畿運輸局長 岩城 宏幸

記

1. 通則

- （1）行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

- （2）行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等

を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

① 「同一の違反」は、別表に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。

② 次のいずれかに該当する場合の営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。

イ 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

ロ 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

ハ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

ニ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（下記（15）の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下この号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

（3）次に掲げる違反について、上記（2）の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反

② 法第33条第1項又は第2項の違反

③ 法第94条第1項の規定による報告の未実施若しくは虚偽の報告又は第4項の規定による検査の拒否若しくは虚偽の陳述

（4）本公示において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議

② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取

③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知

（5）事業者に対する行政処分等は、本公示の本文及び別表に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。

（6）基準日車等の適用に当たり累違反については、次により取り扱うものとする。

① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。

② ①以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。

（7）違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。）に伴い引

き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の内容が次に掲げる場合は、上記（5）の基準による行政処分等を加重することができる。

この場合、加重は原則として（5）の基準による基準日車等の2倍（（5）の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車）とする。

- ① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合
 - ② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合
- （8）違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について上記（5）の基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として（5）の基準による基準日車等の2分の1（（5）の基準による基準日車等が10日車である場合は警告）とする。

ただし、過失による旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告（道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。）があったときは、基準日車等が50日車を超える違反については10日車、50日車以下の違反については警告とする。

- （9）近畿運輸局に「近畿運輸局自動車運送事業関係行政処分審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設け、本公示（別表を含む。）に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、下記3.（4）ただし書、4.（4）、5.（1）ただし書又は5.（2）の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。
- （10）行政処分等を行う場合は、原則として事業者を近畿運輸局、又は運輸支局及び神戸運輸監理部（以下「運輸支局等」という。）に呼び出して法令遵守の徹底を図るよう改めて指導する。
- （11）違反行為を行った事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（下記（12）及び（13）に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。
- ① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般貸切旅客自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

- ② 違反営業所が廃止された場合（①に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- イ 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の運輸支局等が管轄する区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの
- ロ 廃止営業所が近畿運輸局の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）
- ハ 廃止営業所に最寄りの営業所（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）
- (12) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- ① 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの
- ② 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①に該当する営業所がない場合に限る。）
- ③ 当該事務所に最寄りの営業所（①又は②に該当する営業所がない場合に限る。）
- (13) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第6項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、上記（12）①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- (14) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があつた場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして取り扱うものとする。
- (15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。下記2.（7）及び5.（3）②において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- なお、「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、法第36条第1項の規定による認可を要する運送事業の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する事業用自動車等の財産（運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。）を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。
- ① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者が違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、上記（11）②の例にならって取り扱うものとする。
- ② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

2. 法令違反に係る点数制度

(1) 行政処分等(下記3.(6)の規定により警告とする場合を含む。)を行う事業者には、上記1.(5)から(9)までの規定に基づいて算出した基準日車等の合計(以下「処分日車数」という。)が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。

(2) 下記4.(1)②各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、上記(1)のほか、4.(1)②各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。

ただし、4.(1)②ロに該当したことに伴って4.(1)②ホに該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。

(3) 上記(1)及び(2)により事業者が付された違反点数(以下単に「違反点数」という。)は、事業者単位で累計し、近畿運輸局が管理するものとする。

なお、主たる事務所が管轄区域外に存する事業者は、当該主たる事務所を管轄する運輸局が管理する。

また、他の運輸局長の定める公示に基づき付された違反点数は、本公示に基づき付された違反点数とする。

(4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分等を行った日(行政処分等を行うべく決裁を行った日をいう。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。

ただし、行政処分等を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分等を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

- ① 当該行政処分等を行った日以前の2年間において行政処分等を受けていないこと。
- ② 当該行政処分等に係る上記1.(10)による措置その他行政処分等に際して受けた指導内容に係る措置が履行されており、当該行政処分等を行った日から2年間、行政処分等を受けていないこと。
- ③ 当該行政処分等を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。
- ④ 当該行政処分等を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行及び無保険運行がないこと。

(5) 行政処分等を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、上記(4)ただし書の規定は、適用しない。

(6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、上記(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。

(7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、上記(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分等を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分等を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)

ただし書の規定は、適用しない。

なお、「事業の全部若しくは一部の譲渡」については、1.(15)なお書きの規定を準用する。

3. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は上記1.(11)から(15)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所（以下「違反営業所等」という。）に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。

ただし、下記4.(1)①、5.(1)又は5.(2)の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分又は許可の取消処分を行うものとする。

- (2) 行政処分等に係る処分日車数は、上記1.(5)から(9)までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は、基準日車等を合算したものとする。

- (3) 上記(2)の規定にかかわらず、運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督義務に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等（重大事故等、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。）に基づくものについては、別表の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分する。

- (4) 処分日車数における使用を停止する車両数（以下「使用停止車両数」という。）及び使用を停止する期間（以下「停止期間」という。）は次のとおりとする。

ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

使用停止車両数は、違反営業所に所属する事業用自動車数（監査時点又は処分時点のもののうちいずれか多い方とする。）に0.8を乗じ、小数点以下を切り捨てた整数値とする。

なお、これにかかわらず、当該整数値が処分時点の事業用自動車数と同数、又は上回った場合は、処分時点の事業用自動車数から1両を減じた数とし、当該整数値が処分日車数と同数、又は上回った場合は、処分日車数と同一とするとともに、違反営業所に所属する事業用自動車数が処分時点において1両である場合は、1両とする。

停止期間は、処分日車数を前段の使用停止車両数で除し、小数点以下を切り捨てた整数値の日数とする。

なお、切り捨てがある場合、停止期間を1日追加するとともに、追加日（当該停止期間の翌日をいう。）における使用停止車両数は、前段の使用停止車両数と当該整数値を乗じ、これを処分日車数から減じた数とする。

ただし、上記により算出された停止期間が6月を超える場合は、処分時点の事業用自動車数を限度に使用停止車両数を追加する。

停止対象の車両指定は、イ、ロ、ハ、ニの順に該当する車両を指定するものとする。

イ 違反営業所等の違反事業用自動車

ロ 違反営業所等の違反事業用自動車と初度登録年月が同一の事業用自動車（初度登録年月が同一のものが複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

ハ 違反営業所等の違反事業用自動車と乗車定員が同一の事業用自動車（乗車定員が同一のものが複数ある場合は、初度登録年月が新しい順とする。）

ニ 違反営業所等の実在事業用自動車のうち、初度登録年月が新しい事業用自動車（初度登録年月が同一のものが複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

（５）上記（１）、下記（７）又は（９）の処分を行うときは、法第４１条第１項の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。

ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

（６）上記（２）の合算の結果、処分日車数が５０日車以下となる場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、警告を行うものとする。

ただし、下記４．に該当し、事業の停止処分となる場合及び５．（１）に該当し、許可の取消処分となる場合並びに１．（８）ただし書きを適用する場合を除く。

（７）「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成２８年１１月２８日付け、近運自監公示第６号、近運自一公示第９号、近運技保公示第４号。以下「貸切の監査方針」という。）に規定する特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反であって次のいずれかに該当するものを確認した場合は、是正を確認するまでの間、違反営業所に所属する全ての事業用自動車の使用の停止処分を行うものとする。

なお、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第２項第１号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らずに行うこととする。

イ 法第２３条第１項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合

なお、「運行管理者が全く不在（選任なし）」とは、監査時において、特段の理由（運行管理者の急死、急病等）があり、不在であったとしても、不在として取り扱うものとする。

ロ 法第２７条第３項の規定に基づく運輸規則第２１条第５項の規定に違反して、全運転者等が健康診断を受診していない場合。

ただし、直近１か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ハ 法第２７条第３項の規定に基づく運輸規則第３８条第１項及び第２項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合

ニ 法第２７条第３項の規定に基づく運輸規則第４５条の規定に違反して、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５０条第１項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合であって、営業所に配置している全ての事業用自動車について同法第４８条第１項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

なお、「整備管理者が全く不在（選任なし）」とは、監査時において、特段の理由（整

備管理者の急死、急病等）もなく選任を怠っていた場合をいう。

(8) 上記(7)による自動車の使用停止処分をした場合であっても、(2)による行政処分等に係る処分日車数から減じないこととする。

(9) 貸切の監査方針に規定する街頭監査において、運行中の自動車に係る輸送の安全に関わる法令違反(所要の交替運転者がいない場合、運転者等の疲労、疾病により安全な運行が継続できないおそれを確認した場合、点呼未実施、アルコール検知器の不所持、運行指示書の未作成・不携行・記載漏れ等をいう。

ただし、明らかな酒気帯び、無車検運行等の道路交通法に係る違反が疑われた場合は、警察機関へ通報する。)を確認した場合は、是正を確認するまでの間、当該自動車の使用の停止処分を行うものとする。

なお、行政手続法第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らずに行うこととする。

(10) 上記(9)による自動車の使用停止処分をした場合であっても、(2)による行政処分等に係る処分日車数から減じないこととする。

(11) 上記(9)による自動車の使用停止処分は、街頭監査を実施する近畿運輸局又は運輸支局等の管轄区域外に営業所を有する事業者に対しても行うことができる。

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなった場合(下記5.(1)又は5.(2)に該当する場合を除く。)に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が51点以上となった場合

② 次のいずれかに該当する場合(5.(1)③に該当する場合を除く。)

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし)の場合
なお、「運行管理者が全く不在(選任なし)」については、上記3.(7)イなお書きの規定を準用する。

ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。)が著しく遵守されていない場合

なお、「著しく遵守されていない」とは、勤務時間等基準告示の未遵守が1ヶ月間で計31件以上あった運転者が3名以上確認され、かつ、過半数の運転者について勤務時間等基準告示に規定する拘束時間の未遵守が確認された場合をいう。

ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者等が健康診断を受診していない場合。

ただし、直近 1 か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ホ 法第 27 条第 3 項の規定に基づく運輸規則第 24 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反して、全運転者等に対して点呼を全く実施していない場合

なお、「点呼を全く実施していない」とは、事業用自動車の日常点検の実施又は確認の報告、酒気帯びの有無及び健康状態の確認並びに事業用自動車、道路及び運行状況の報告等の点呼において実施すべき点呼項目が全く実施されていない場合をいう。

ヘ 法第 27 条第 3 項の規定に基づく運輸規則第 38 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合

ト 法第 27 条第 3 項の規定に基づく運輸規則第 45 条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法第 48 条第 1 項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

チ 法第 27 条第 3 項の規定に基づく運輸規則第 45 条の規定に違反して、道路運送車両法第 50 条第 1 項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

なお、「整備管理者が全く不在（選任なし）」については、3.（7）ニなお書きの規定を準用する。

リ 法第 33 条第 1 項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

ヌ 法第 33 条第 2 項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

ル 法第 94 条第 4 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

③ 貸切の監査方針 2.（4）①に規定する指摘事項確認監査（以下「指摘事項確認監査」という。）において、是正措置が講じられていないことを確認した場合。

ただし、自助努力では実施不可能な蔽にやむを得ない事情があつて、是正措置が講じられていない場合又は記載事項の不備を確認したが、当該不備が不注意から起こる見落としであることが明らかな場合は、この限りでないが、これらの場合であっても、許容しうる最も短い期間を定めて是正措置が講じられたことを報告させ、それを確認できたときのみとする。

（2）上記（1）①の場合の事業の停止期間は、3.（2）による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数（当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。）で除した日数とする。この場合において、1 日未満の端数は 1 日に切り上げるものとする。

なお、3.（8）の規定は、事業の停止期間の算出について準用する。

（3）上記（1）②の場合の事業の停止期間は、（1）②各号に掲げる違反ごとに 30 日間とする。

ただし、（1）②ロに該当したことに伴って（1）②ホに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて 30 日間とする。

（4）上記（1）の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画（違反又は事故の再

発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。
以下同じ。)を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。

(5) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、上記3. (2) の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合

② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

(6) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、上記3. (2) の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合

② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

(7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合(上記(5)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3. (2) の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

なお、7日間の事業の停止処分をした後で、(5)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「7日間」とする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合

(8) 次の①及び②のいずれにも該当する場合(上記(6)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3. (2) の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

なお、3日間の事業の停止処分をした後で、(6)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上)のものに限る。)を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合(上記(5)又は(7)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3. (2) の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

なお、3日間の事業の停止処分をした後で、(5)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「11日間」とする。

また、3日間の事業の停止処分をした後で、(7)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合

(10) 上記3.(5)の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

(11) 上記(1)③の場合の事業の停止期間は、3日間とし、行政処分等(許可の取消処分を除く。)の際に付加するものとする。

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑦までのいずれかに該当することとなった場合(下記(2)に該当する場合を除く。)に行うものとする。

ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、上記3.に規定する自動車等の使用停止処分又は4.に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が81点以上となった場合

② 法第40条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合

③ 4.(1)②による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反(この場合、4(1)②ルに掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。)をした場合(4.(1)②ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。)

④ 次に掲げる命令に従わなかった場合

イ 法第9条の2第2項に規定する運賃又は料金の変更の命令

ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令

ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令

ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令

ホ 法第27条第4項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

ヘ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

ト 法第31条に規定する事業改善の命令

チ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令

⑤ 法第7条第1号、第7号又は第8号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合

⑥ 指摘事項確認監査において、是正措置が講じられていないことを確認し、このため事業の改善状況の報告を命じるとともに、貸切の監査方針3. ⑩に基づき実施する監査において、なお、是正措置が講じられていないことを確認した場合。

ただし、自助努力では実施不可能な厳にやむを得ない事情があつて、是正措置が講じられていない場合又は記載事項の不備を確認したが、当該不備が不注意から起こる見落としであることが明らかな場合は、この限りでないが、これらの場合であっても、許容しうる最も短い期間を定めて是正措置が講じられたことを報告させ、それを確認できたときのみとする。

⑦ 法第43条の15第9項に規定する負担金及び延滞金の納付命令に従わず、行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

(2) 次に該当することとなった場合には、許可の取消処分を行うことができるものとする。

なお、処分は、個別の情状を十分かつ総合的に勘案して行う。

当該事業者勤務する運転者等が、事業用自動車の運行中に、第一当事者と推定される重大事故等を引き起こしたことにより甚大な人身の被害をもたらした場合であつて、当該事業者が悪質な法令違反があると認められる場合

(3) 次のいずれかに該当する場合の上記(1)③の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

① 事業者たる法人の合併又は相続があつた場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

なお、「事業の全部若しくは一部の譲渡」については、1.(15)なお書きの規定を準用する。

6. 行政処分等の公表について

「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第415号、国自旅第140号、国自整第138号）に基づき公表するものとする。

附則

1. この公示は、平成28年12月1日から施行する。

2. この公示の施行の日前に確認した違反行為については、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月25日付け近運自監公示第4号、近運自一公示第5号、近運技保公示第3号）に定める基準により行政処分等を行うものとする。

3. この公示の施行の日前に、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の規定に基づき付された違反点数は、この通達により付されたものとして取り扱うものとする。

附則 （平成29年3月21日付、近運自監公示第15号、近運自一公示第24号、近運技保公示第13号）

この公示は、平成29年3月21日から施行する。

なお、「公示（道路運送法及び貨物自動車運送事業法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係公示の読み替えについて）」（平成29年1月16日付け近運自監公示第11号、近運自一公示第18号、近運自二公示第38号、近運自貨公示第3号、近運技保公示第9号）は廃止する。

附則 （令和2年11月27日付、近運自監公示第6号、近運自一公示第8号、近運技保公示第6号）

1. この公示は令和2年11月27日から施行する。
2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附則 （令和3年5月31日付、近運自監公示第2号、近運自一公示第2号、近運技保公示第2号）

1. この公示は令和3年6月1日から施行する。
2. 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附則 （令和5年10月10日付、近運自監公示第4号、近運自一公示第11号、近運技保公示第3号）

1. この公示は令和5年10月11日から施行する。
1. 令和5年10月10日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあつては、改正後の運輸規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

附則 （令和6年3月29日付、近運自監公示第9号、近運自一公示第43号、近運技保公示第9号）

1. この公示は令和6年4月1日から施行する。
2. 令和6年3月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附則 （令和6年9月30日付、近運自監公示第2号、近運自一公示第14号、近運技保公示第2号）

1. この公示は令和6年10月1日から施行する。

2. 令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附則 （令和7年3月14日付、近運自監公示第8号、近運自一公示第35号、近運技保公示第8号）

1. この公示は令和7年4月1日から施行する。
2. 令和7年3月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

○一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

この別表においては、道路運送法を「運送法」、道路運送法施行規則を「施行規則」、旅客自動車運送事業運輸規則を「運輸規則」と表記する。 また、道路運送車両法は「車両法」と表記する。			
違反行為		基準日車等	
適用条項	事項	初違反	再違反
運送法第4条第1項	無許可経営	処分基準公示4. (1)②イ及び5. (1)③による	
運送法第9条の2第1項	運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反	60日車	120日車
運送法第9条の2第2項(第9条第7項準用)	運賃料金の変更命令違反	処分基準公示5. (1)④イによる	
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	60日車	120日車
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	40日車
運送法第12条第1項	運賃料金、運送約款の公示義務違反	警告	10日車
運送法第12条第3項	運賃料金、運送約款等の変更公示義務違反	警告	10日車
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反		
	① 営業区域の設定変更、営業所の区域外設置、車庫と営業所の距離又は車庫の収容能力不足	40日車	80日車
	② 営業所、車庫の区域内新設、移設等	20日車	40日車
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数等	10日車	20日車
運送法第15条第4項	事業計画の事後変更届出違反 主たる事務所の名称・位置又は営業所の名称	警告	10日車
運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項又は第4項の基準日車等を適用する。	
運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	処分基準公示5. (1)④ロによる	
運送法第20条	営業区域外旅客運送	60日車	120日車
運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車	40日車
		警告	10日車
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切)	10日車	20日車
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	処分基準公示5. (1)④ハによる	
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告	10日車
		60日車	120日車
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	10日車	20日車
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	処分基準公示5. (1)④ニによる	
運送法第23条第1項 運輸規則第47条の9第1項	運行管理者の選任違反		
	1 運行管理者数の不足	20日車	40日車
	2 運行管理者選任なし	処分基準公示4. (1)②ロ及び5. (1)③による	
	3 他の営業所の運行管理者又は補助者としての兼任	20日車	40日車

適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反
運送法第23条第2項 運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	40日車
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 60日車	10日車 120日車
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	20日車
運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重	警告	10日車
運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	160日車
運送法第27条第3項 運輸規則第2条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反 一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	10日車
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	10日車
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	10日車
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 警告 60日車	10日車 10日車 120日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の公示義務違反	警告	10日車
運輸規則第7条の2第1項	運送引受書の交付義務違反 1 未交付 2 記載事項の不備	60日車 警告	120日車 10日車
運輸規則第7条の2第2項	運送引受書の写しの保存義務違反	60日車	120日車
運輸規則第7条の2第3項	申込者に対して支払う手数料等の額を記載した書類の保存義務違反	20日車	40日車
運輸規則第10条	領収書の発行義務違反	勧告	警告
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	20日車
運輸規則第15条	車掌の乗務義務違反	警告	10日車
運輸規則第15条の2第1項	特定自動運行保安員の選任数に関する義務違反	警告	10日車
運輸規則第15条の2第2項	特定自動運行保安員の乗務等義務違反	警告	10日車
運輸規則第15条の2第3項	特定自動運行旅客運送のための体制の整備違反	10日車	20日車
運輸規則第15条の2第4項	特定自動運行旅客運送の事故の場合の旅客及び死傷者に対する措置義務違反 1 旅客に対する措置義務違反 2 死傷者の措置義務違反	警告 60日車	10日車 120日車
運輸規則第15条の2第6項	特定自動運行旅客運送の運行時刻前発車等の禁止違反	勧告	警告
運輸規則第15条の2第9項	特定自動運行旅客運送の警音器吹鳴義務違反	警告	10日車
運輸規則第16条	遅延に関する公示義務違反	勧告	警告
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	120日車

適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ① 一部の車両が未締結又は不適合 ② 全ての車両が未締結又は不適合	10日車 20日車	20日車 40日車
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ① 設定不適切 ② 未設定 2 勤務時間等基準告示の遵守違反 ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上(注)	警告 10日車 警告 20日車 40日車	10日車 20日車 10日車 40日車 80日車
(注) 処分基準公示4.(1)②ハに該当するものを除く。			
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ① 未整備 ② 管理、保守不適切	30日車 警告	60日車 10日車
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ① 未整備・未確保5件以下 ② 未整備・未確保6件以上 2 管理、保守不適切(注)	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車
(注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを利用するなど睡眠に適した施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。			
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び運行の業務	100日車	200日車
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上(注2) 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注3)(注4) 3 疾病、疲労等による運行の業務 4 薬物等使用運行の業務	警告 20日車 15日車×未受診者数 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 30日車×未受診者数 80日車 160日車 200日車
(注1) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 処分基準公示4.(1)②ニに該当するものを除く。 (注3) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。			

適用条項	違反行為 事 項	基準日車等	
		初違反	再違反
運輸規則第21条第6項	(注4) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに運行の業務に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。		
	交替運転者の配置義務違反 ① 未配置5件以下 ② 未配置6件以上	10日車 20日車	20日車 40日車
	乗務員等の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車
	運行に関する状況把握等のための体制の整備違反	40日車	80日車
	点呼の実施義務違反(注1) 1 未実施(注2)(注3) 2 不適切(注4) 3 軽微な違反(「1」「2」「4」以外の違反) 4 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(注5)	40日車 20日車 警告 100日車	80日車 40日車 10日車 200日車
運輸規則第24条第4項	(注1) ・未実施、不適切及び軽微な違反が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 以下の場合には未実施とする。なお、点呼の実施については、点呼の記録によって確認するものとする。ただし、運転者等に係る点呼について明らかに実施したことを事業者が書面等により証明した場合はこの限りではない。 ・省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼 ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 ・運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼 ・運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼 (注3) 通達本文4.(1)②ホに該当するものを除く。 (注4) 以下の場合には不適切とする。なお、点呼実施の確認方法は(注2)と同様とする。 ・省令に規定される点呼事項のうち一部が実施されていない点呼 ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 (注5) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る点呼について、明らかに実施されていることを点呼記録により事業者が証明した場合を除く。		
	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。		
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。		
運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録事項の不備 3 記録の改ざん・不实記載	40日車 警告 60日車	80日車 10日車 120日車

違 反 行 為		基準日車等	
適 用 条 項	事 項	初違反	再違反
運輸規則第24条第6項	点呼状況の録音及び録画記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 警告 60日車	10日車 10日車 120日車
運輸規則第24条第7項	アルコール検査状況の写真記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 警告 60日車	10日車 10日車 120日車
運輸規則第25条第1項、 第2項、第4項	業務の記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	30日車 警告 60日車	60日車 10日車 120日車
運輸規則第26条第1項	運行記録計による記録義務違反(注) 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録の改ざん・不実記載	30日車 60日車	60日車 120日車
	(注) 令和6年4月1日以降(令和6年3月31日以前に登録を受けた車両に関しては、令和7年4月1日以降)、運行記録計はデジタル式運行記録計に限る。ただし、自動車の構造上の理由により当該告示で定める運行記録計を備えることが困難な場合は、この限りではない。		
運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録事項の不備	20日車 警告	40日車 10日車
運輸規則第28条	経路の調査等の義務違反	警告	10日車
運輸規則第28条の2第1項	運行指示書の作成等義務違反 1 運行指示書の作成、指示又は携行の義務違反 2 記載事項等の不備	30日車 警告	60日車 10日車
運輸規則第28条の2第2項	運行指示書の保存義務違反	30日車	60日車
運輸規則第35条	運転者の選任数に関する義務違反	警告	10日車
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反	20日車	40日車
運輸規則第37条第1項	乗務員等台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ① 一部作成なし ② 全て作成なし 2 記載事項等の不備	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車
運輸規則第37条第2項、 第5項	乗務員等台帳の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「4」「5」以外の違反(注1) ① 一部不適切(実施2／3以上) ② 一部不適切(実施1／2以上2／3未満) ③ 大部分不適切(実施1／2未満) 2 飲酒運転防止(アルコール検知器使用)に係る指導監督義務違反(注2) 3 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注3)	警告 20日車 40日車 60日車 100日車	10日車 40日車 80日車 120日車 200日車

違 反 行 為		基準日車等		
適 用 条 項	事 項	初違反	再違反	
運輸規則第38条第2項	4 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注4)	別紙1		
	5 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(4の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注4)	別紙2		
	(注1) 運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況 飲酒運転防止(アルコール検知器使用)に係る指導監督義務違反は、①②③とは別途個別に処分するものとする。			
	(注2) アルコール検知器の不適切な使用が確認されたときは、指導監督義務を果たしていないと判断する。			
	(注3) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る飲酒運転防止に関する指導について、明らかに実施されていることを指導記録により事業者が証明した場合を除く。			
	(注4) 処分基準公示3.(3)の規定により、別途個別に処分するものとする。			
運輸規則第38条第2項	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反			
	1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全て保存なし	警告 40日車	10日車 80日車	
	2 記載事項等の不備	警告	10日車	
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車	
	運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反			
運輸規則第38条第2項	1 特別な指導の実施状況(注) ① 一部不適切(実施1／2以上) ② 大部分不適切(実施1／2未満)	20日車 40日車	40日車 80日車	
	2 適性診断の受診状況 ① 受診なし1名 ② 受診なし2名以上	20日車 40日車	40日車 80日車	
	(注) 運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況			
	運輸規則第38条第3項	特定自動運行保安員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
		特定自動運行保安員に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存		
運輸規則第38条第2項	1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全部保存なし	警告 40日車	10日車 80日車	
	2 記載事項等の不備	警告	10日車	
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車	
	運輸規則第38条第4項	車掌に対する指導監督義務違反	警告	10日車
	運輸規則第38条第5項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧告	警告

違 反 行 為		基準日車等	
適 用 条 項	事 項	初違反	再違反
運輸規則第38条第6項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第6項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第41条	乗務員等服務規律制定義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の事業者名等表示義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第3項	禁煙表示義務違反	勧告	警告
運輸規則第43条第1項	応急用器具等の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反	勧告	警告
運輸規則第45条	点検整備関係義務違反		
(車両法第40条から第43条まで、第47条)	整備不良車両		
	1 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なもの及び4を除く。)	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数
	2 不正改造のもの	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数
	3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数
	4 ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの(注)	20日車	40日車
(注) ・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていたことの証明があった場合を除く。 ・車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。			
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ① 未実施回数5回以下 ② 未実施回数6回以上14回以下 ③ 未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 処分基準公示4.(1)②及び5.(1)③による	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数
(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。			

違 反 行 為		基準日車等	
適 用 条 項	事 項	初違反	再違反
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不实記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 警告 60日車 警告 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	処分基準公示4.(1)②チ及び5.(1)③による	
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 60日車	10日車 120日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車
運輸規則第47条の8	運送法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第15条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第28条、第28条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。	
改正前の 運輸規則第47条の8第1項	乗合運送の許可を受けた者の義務違反 1 乗車券の発行及び記載事項違反 2 運賃の払戻し義務違反 3 無効乗車券の引換又は運賃払戻しの公示義務違反 4 運送中断の際の取扱い義務違反 5 早発の禁止違反 6 事故に関する公示義務違反 7 運転基準図の作成、運転者への指導義務違反 (1) 作成 ① 一部作成なし ② 全て作成なし (2) 営業所への備付け (3) 記載事項の不備 (4) 運転者への指導 ① 一部不適切 ② 大部分不適切	勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 警告 10日車 警告 警告	警告 警告 警告 警告 警告 10日車 20日車 10日車 10日車

適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反
	8 運行表の作成、運転者の携行義務違反 (1) 作成 ① 一部作成なし ② 全て作成なし (2) 運行表の携行 ① 一部携行なし ② 全て携行なし (3) 記載事項の不備	警告 10日車 警告 20日車 警告	10日車 20日車 10日車 40日車 10日車
	9 禁煙表示の掲示義務違反	勧告	警告
	10 停留所の名称の掲示義務違反	勧告	警告
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	20日車	40日車
運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ① 不適切 ② 未制定	警告 20日車	10日車 40日車
運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切)	10日車	20日車
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反	20日車	40日車
	運行管理者の講習受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第68条	運行管理補助者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 60日車	10日車 120日車
運輸規則第69条	書類の適切管理義務違反 ① 一種類の管理不適切 ② 複数種類の管理不適切	警告 20日車	10日車 40日車
運送法第27条第4項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	処分基準公示5.(1)④木による	
運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反	警告	10日車
運輸規則第47条の7第1項	輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 2 従前の高速ツアーバス又は従前の会員制高速バスの運行形態に該当する運行(注1) 3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ① 一部の運転者への支払い ② 全ての運転者への支払い 4 その他	40日車×違反車両数 40日車 10日車 20日車 警告	80日車×違反車両数 80日車 20日車 40日車 10日車

違 反 行 為		基準日車等	
適 用 条 項	事 項	初違反	再違反
	(注1) 「従前の高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」とは、「従前の「高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」の定義等について」(平成24年10月31日付け、国自安第96号、国自旅第318号、観観産第305号)における「従前の高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」の定義によるものとする。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。		
運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	10日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	処分基準公示5.(1)④へによる	
運送法第31条	事業の改善命令違反	処分基準公示5.(1)④トによる	
運送法第33条第1項	名義貸し	処分基準公示4.(1)②リ及び5.(1)③による	
運送法第33条第2項	事業の貸渡し等	処分基準公示4.(1)②ヌ及び5.(1)③による	
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	120日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	20日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止届出 1 未届出 2 虚偽届	警告 60日車	10日車 120日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の公示義務違反	警告	10日車
運送法第40条	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	処分基準公示5.(1)②による	
運送法第41条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	処分基準公示5.(1)②による	
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	20日車
運送法第43条第1項	無許可経営	処分基準公示4.(1)②イ及び5.(1)③による	
運送法第43条の4第3項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車
運送法第43条の5第2項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車
運送法第43条の15第9項	負担金等納付命令違反	60日車	処分基準公示5.(1)⑦による
運送法第84条第1項	運送命令違反	処分基準公示5.(1)④チによる	
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 条件又は期限違反(注)	20日車	40日車
	(注) 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険の未加入を除く。		
運送法第94条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車
運送法第94条第4項	検査拒否、虚偽の陳述	処分基準公示4.(1)②ル及び5.(1)③による	
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車

違 反 行 為		基準日車等	
適 用 条 項	事 項	初違反	再違反
施行規則第66条第1項	届出義務違反		
第1号	運輸開始の届出	勧告	警告
第2号	事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出	勧告	警告
第3号	死亡届出	勧告	一
第4号	休止事業の再開の届出	勧告	警告
第5号	命令を実施した届出	勧告	警告
第6号	休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出	勧告	警告
第7号	氏名若しくは名称又は住所の変更届出	勧告	警告
第8号	法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勧告	警告

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者（当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。）を対象とする。

- （a）道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- （b）道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取
- （c）道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回目	3回目	4回目以上
警告	10日車	20日車	40日車

4. 行政処分等の基準の適用

①2.（a）の協議又は2.（b）の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所にあつては、文書による警告を行うものとする。

また、2.（a）の協議及び2.（b）の意見聴取がなく、2.（c）の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上）のものをいう。以下同じ。）について、2.（a）から（c）までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあつては、3.の再違反の基準を適用するものとする。

②最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2.により最高速度違反行為が確認され、次の（ア）又は（イ）のいずれかの基準に達した場合には、3.の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の量定を適用して処分するものとする。

ただし、この場合、大型車両（乗車定員が30人以上のものをいう。）にあつては、1つの最高速度違反を1.5件として計算するものとする。

（ア）同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合（ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。）

（イ）同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合（ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。）

③同一営業所の取扱いについては、処分基準公示1.（2）②の規定を準用する。

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為
に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項

運輸規則第 38 条第 1 項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反（救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は最高速度違反を除く。）について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 道路交通法第 75 条第 3 項の規定による意見聴取
- (b) 道路交通法第 108 条の 34 の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	10日車

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a) の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去 1 年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a) の意見聴取がなく、2. (b) の通知のみがあった場合には、過去 1 年以内において、同一営業所に係る当該違反件数（複数の違反について都道府県公安委員会から 1 通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。）が 3 件（「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。）に達した場合に文書による警告を行うものとする。

② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して 1 年以内に、同一営業所の車両の 2. による違反件数の総和が、10 件（「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。）に達した場合には、3. による 2 回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に 100 台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の 10% に相当する件数に達した場合とする。

③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。

④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を 3 件として取り扱うものとする。

⑤ 同一営業所の取扱いについては、処分基準公示 1. (2) ②の規定を準用する。